

こどもの学費①

こどもの学費の助成について（返済不要）

●高等学校等の授業料支援

【国】高等学校等就学支援金		詳細は こちらから	
対象	年収約910万円未満の世帯（※目安）詳しくはHPをご覧ください。		
対象学校	高等学校,高等専門学校,専修学校,各種学校など(国公立・私立)		
支給限度額 (公立)	高等学校 全日制	9,900円/月	 ※金額の詳細は こちらから
	高等学校 定時制	2,700円/月	
	高等学校 通信制	520円/月	
	高等専門学校	9,900円/月	
	専修学校	9,900円/月	
※単位制授業の場合⇒通算74単位, 年間30単位まで4,812円/単位 ※私立の場合は加算額があります。(上限23,100円/月)			
申込	進学先の高校(入学時の4月頃 在学7月頃)		
問合せ先	進学先の高校		

●高等学校等の授業料以外の教科書, 教材費支援

【国】高校生等奨学給付金		詳細は こちらから	
対象	A : 生活保護世帯 B : 住民税所得割が非課税の世帯		
対象学校	高等学校,高等専門学校,専修学校,各種学校など (国公立・私立)		
支援内容	世帯別	国公立	私立
	生活保護世帯(全日制等の通信制)	32,300円/年	52,600円/年
	非課税世帯(全日制等)	143,700円/年	152,000円/年
	非課税世帯(通信制)	50,500円/年	52,100円/年
問合せ先	国公立	千葉県財務課育英班 (TEL043-223-4027)	
	私立	千葉県学事課私学振興班 (TEL043-223-2162)	

●私立高校に進学するかたへの減免制度

【千葉県】私立高等学校等授業料減免制度		詳細は こちらから	
対象	1号：生活保護世帯 2号：県民税及び市民税の所得割合算が175,500円未満 3号：県民税及び市民税の所得割合算が227,100円未満 4号：被災者, その他		
対象学校	県内の私立高等学校, 県内の私立中等教育学校(後期課程)など		
支援内容	1・2号：月額授業料の全額から就学支援金を除いた差額を免除 3・4号：月額授業料2/3(20,800円を上限)から就学支援金を除いた差額を免除		
問合せ先	進学先の高校		

【千葉県】私立高等学校入学金軽減制度		詳細は こちらから	
対象	1号：生活保護世帯 2号：県民税及び市民税の所得割合算が51,300円未満		
対象学校	県内の私立高等学校, 県内の私立中等教育学校(後期課程)など		
支援内容	入学金の全額又は15万円のいずれか低い額		
問合せ先	進学先の高校		

●県立高校に在学しているかたへの減免制度

【千葉県教育委員会】授業料減免制度		詳細は こちらから	
内容	所得制限等により高等学校等就学支援金（家計急変支援制度含む）の対象外となったかたのうち、経済的な理由等により授業料の納付が困難であると認められるかたに対して、授業料を減額又は免除する制度です。		
問合せ先	進学先の高校		

●高校生に対して、奨学資金を無利子で貸付けます

【千葉県教育委員会】千葉県奨学資金		詳細は こちらから	
対象	高等学校等（予約募集の場合は中学校）に在学する者であること 保護者が県内に住所を有する者		
対象学校	高等学校, 中等教育学校後期課程, 専修学校高等課程, 特別支援学校高等部等		
貸付額	1万円/月 2万円/月 3万円/月（私立のみ）		
交付方法	毎月		
備考	連帯保証人（親権者）と保証人（別生計の成年者）が必要 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）との併用不可		
問合せ先	中学校, 進学先の高校		

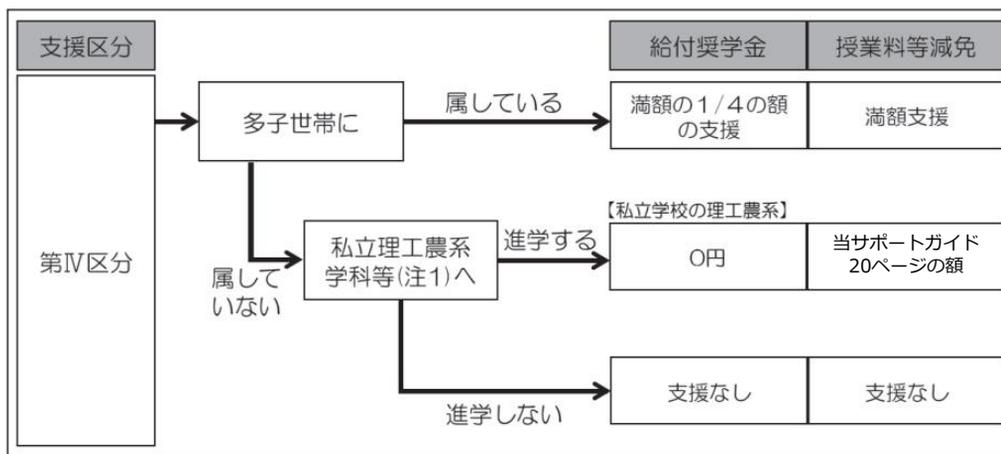
こどもの学費②

●大学、短大、専門学校等の修学支援制度

日本学生支援機構

認定要件	①以下の算式により算出された額が基準額に該当すること 算式： 市民税所得割課税標準額×6%－（調整控除額＋税額調整額） 第Ⅰ区分 市民税所得割が非課税 第Ⅱ区分 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分 25,600円以上～51,300円未満 第Ⅳ区分 51,300円以上～154,500円未満
	②学業成績・学修意欲 高校等における第1学年から申込時までの評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること等
	③資産（現金・預貯金等）の合計が以下の基準以下であること 資産額の合計が基準額50,000千円未満であること。
	④国籍在留資格 ※要確認

★第Ⅳ区分について



「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- ・奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計

※市民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。

【日本学生支援機構】給付型奨学金

詳細は
こちらから



内容	非課税世帯の学生等に対して、奨学金が給付される制度です。 (進学前の奨学金交付はなし)				
給付額 (大学・短大・専門学校)	区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
	国公立	29,200円/月	19,500円/月	9,800円/月	7,300円/月
	私立	38,300円/月	25,600円/月	12,800円/月	9,600円/月
問合せ先	高校、進学先の大学等				

【日本学生支援機構】授業料等減免

詳細は
こちらから



内容

給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで授業料等の減免を受けられる可能性があります。対象校は国等の要件を満たす学校です。

問合せ先

進学先の大学等

【授業料等減免の上限額（年額）】

※くわしくは上記二次元コードより、「給付奨学金案内」の資料にてご確認ください。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		
		入学金	授業料	入学金	授業料	
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)	
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)	
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)	
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)	
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
	多子世帯	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)	
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円	
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円	
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし	支援なし	43,400円	233,400円
	多子世帯	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円	

(※1) 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。カッコ内は、夜間制の減免額です。

(※2) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料等減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。

(※3) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※4) 多子世帯に該当する場合は、第Ⅰ区分と同等の免除を受けることができます。

出典元：日本学生支援機構

●低利子で奨学金を貸与します

【日本学生支援機構】貸与型の奨学金制度

詳細は
こちらから



内容	授業料などを学生本人へ貸付（無利子，有利子の貸与型奨学金）		
上限 (月額)	第一種奨学金 (無利子)	国公立大学 最大45,000円 私立大学 最大54,000円 ※給付型奨学金の支給がある場合，支給額が調整されます。	
	第二種奨学金 (有利子)	大学，短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程），私立大学（医・歯学課程，薬・獣医学課程増額あり）	12万円まで
		大学院 ※法科大学院の法学課程増額あり	15万円まで
交付方法	毎月 ※進学前の奨学金交付はなし		

その他の制度について

- 20日程度でお振込み可能 様々な学校、用途に対応可能

【日本政策金融国庫】国の教育ローン

詳細は
こちらから



内容	学校納入金,受験費用,教科書代,施設費などを保護者のかたへ貸付
上限	お子さま1人あたり最大350万円まで (有利子。ひとり親家庭優遇金利2.45%) 金利は金融情勢によって変動します
交付方法	1年分まとめて (ひとり親は返済期間最長20年まで)

- 低所得者向けに、資金を無利子でお貸ししています

【柏市社会福祉協議会】教育支援資金

詳細は
こちらから



上限	教育支援費 (就学に必要な資金)	高校 : 月3.5万円以内 高専, 短大 : 月6万円以内 大学 : 月6.5万円以内
	就学支度費 (入学に必要な資金)	50万円以内
償還期間	20年以内	
備考	世帯内で連帯借受人を立てれば連帯保証人不要	
問合せ先	柏市社会福祉協議会 (Tel04-7163-1234)	

- 遺児や親に障害がある家庭を対象に奨学金を給付, 貸付けします。

あしなが育英会奨学金

詳細は
こちらから



金額	高校 (国公立・私立問わず)		月3万円 (給付型のみ)
	大学・専門学校	一般	月4万円 (貸与型のみ)
		特別	月5万円 (貸与型のみ)
	大学院		月8万円 (貸与型のみ)
	入学一時金	高校 (私立のみ)	30万円
		大学 (私立のみ)	40万円
大学等進学支度		30万円	
償還期間	20年以内		
備考	連帯保証人は保護者でかまいません 貸与部分は無利子返済です。		
問合せ先	一般財団法人あしなが育英会 学生事業部奨学課 (Tel0120-77-8565)		

交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会 (Tel0120-521-286)

保護者が交通事故で死亡したり, 後遺障害のため働けなくなった家庭の学生が利用できる制度です。

詳細は
こちらから



【柏市】母子父子寡婦福祉資金貸付金 (修学資金・就学支度資金)

詳細は
こちらから



内容	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉向上を応援するため、就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付				
貸付内容	資金種別	学校	学校	貸付上限額	
	就学支度資金 入学金等	高校・高専	国公立	150,000円以内	
			私立	410,000円以内	
		専修学校（一般課程）			150,000円以内
		大学・短大・専修学校	国公立	420,000円以内	
			私立	580,000円以内	
		大学院	国公立	420,000円以内	
	私立		580,000円以内		
	修学資金 授業料等	高校・専修学校 (高等課程)	国公立	月額27,000円以内	
			私立	月額45,000円以内	
		高専	国公立	月額31,500円以内	
			私立	月額48,000円以内	
		短大	国公立	月額67,500円以内	
			私立	月額93,500円（86,500円）以内	
		専修学校(専門課程)	国公立	月額67,500円以内	
			私立	月額89,000円（84,500円）以内	
			国公立	月額71,000円（69,500円）以内	
			私立	月額108,500円（95,000円）以内	
		大学院	修士課程	月額132,000円以内	
			博士課程	月額183,000円以内	
専修学校(一般課程)			月額54,000円以内		
修業資金（就職に必要な知識技能習得）			月額68,000円以内		
交付方法	一括（就学支度資金） 年2回（修学資金・修業資金） 4月10日（4-9月分） 10月1日（10-3月分）				
償還期間	国公立の場合借りた期間の3倍の期間で返済 私立の場合借りた期間4倍の期間で返済				
備考	※原則、連帯保証人が必要 ※連帯保証人は原則以下の条件を満たしていること 弁済能力がある（年収300万円以上）、年齢65歳以下、 一定の職業を持っていること、申請者と同一生計でないこと				
問合せ	こども福祉課 04-7167-1455				